

検死調査 – ご家族やご友人の皆様向けの情報

クイーンズランド州検死裁判所（Coroners Court of Queensland : CCQ）では、報告の義務付けられた死亡（reportable death）について、独自に調査しています。

私たちは、ご家族やご友人の皆様にとって、この調査期間が、苦痛を感じ、心が押しつぶされるように感じるものであることを理解しております。謹んでお悔やみ申しあげます。

本手引きを、調査期間を通して、お持ちいただくことをお勧めいたします。

私たちは、調査を一刻も早く完了するよう尽力しておりますが、調査期間は事例の複雑さなど、多くの要因により異なります。

調査が行われる理由

2003年検死官法（Coroners Act 2003）（以降、「検死官法」と呼ぶ）により、死亡事例によっては、クイーンズランド州の検死官による調査のために、報告が義務付けられています（報告の義務付けられた死亡）。

検死調査の目的は、以下を含む事実を明らかにすることです。

- 死亡した人の身元
- 死亡日時と場所
- 死を取り巻く状況
- 医学的な死因

検死官は、責任の所在を明らかにしたり、犯人を特定したり、民事上の責任を決めたりすることは行いません。検死官は、以下のことに注力します。

- 死を取り巻く状況の調査
- 死につながった、あらゆるミス・失敗や期待通りに行かなかった事柄
- 死を防ぐことができたかどうか

検死官法の下、検死官は調査の助けになると考えられる、すべての人や機関に対して調査を行い、情報を入手する権限が与えられています。

報告の義務付けられた死亡例には、以下が含まれます。

暴力を伴う死や不自然な死

この死亡例には、以下が含まれます。

- 殺人
- 輸送事故（例：車、飛行機、鉄道、船舶）
- 労働災害による死亡
- 自殺の可能性がある死亡
- 墜落死、溺死、化学物質への曝露による死亡
- ドラッグやアルコール中毒

このような死亡例は、出来事と死亡までの間に時間が空いていても、死因や死につながった要因であると考えられる場合、調査が必要となります。

不審死

この死亡例には、一般的に以下が含まれます。

- 殺人の疑いがある場合
- 死に他者が関わったかが不明確な場合

死に関して、刑事犯罪として告発が行われた場合、それらの訴訟手続きが完了するまで、検死調査を延期する場合があります。

医療行為に関連する死

医療現場で起こった死亡であるからといって、検死官に、報告する義務があると自動的にみなされることはありません。医療行為に関連する死亡例には、以下が含まれます。

- 医療行為による予期しない死亡
- 適切な診断や治療が行われなかった、または遅れたことによる死亡

医療処置には、歯科治療、内科・外科的処置、診断などが含まれます。

医療行為により直接死につながったわけではないが、亡くなられた方への医療行為に懸念がある場合、保健オンブズマン事務局に問い合わせることができます。

介護・保護中の死

特定の介護・保護環境下での社会的弱者の方の死は、自然死の場合でも報告が義務付けられています。この死亡例には、以下が含まれます。

- 障がいを持つ方の死亡
- 精神疾患を抱える方の死亡
- 児童への安全介入が行われている対象児童の死亡

これらの場合、介護・保護に懸念が上がった場合に調査から死因審問につながる場合があります。詳細については、介護・保護中の死に関するファクトシート (Deaths in Care Factsheet) をご確認ください。<https://www.coroner court.qld.gov.au/about-our-court/reportable-deaths>

拘留中または捜査中の死

拘留中や捜査中に死亡した場合、自然死であろうと、以下に当てはまるすべての死に対して、死因審問を行わなければなりません。

- 警察または矯正施設での拘留中の死亡
- 移民収容施設での死亡
- 拘留から逃亡中の死亡

警察官がいる場で、捜査中に自殺などで死亡した場合、検死官が死因審問の必要性を決定します。

死亡診断書が発行されていない死

医師により死因に対する証明書が発行できない場合、死亡について報告が必要となります。再調査で医師により死因が特定された場合、死因に対する証明書の発行が妥当であるか、私たちが決定を下します。

死亡の疑い（行方不明者）

行方不明者は、通常、家族や友人から警察に通報されます。警察に行方不明者が既に亡くなっていると信じる根拠がある場合、調査のために死亡の疑いを私たちに報告する義務があります。

調査に関わる人・組織

クイーンズランド州検死裁判所

私たちが調査を指揮し、提携機関や警察、医療機関と密接に連携を取って死の事実を明らかにします。

以下のような場合、報告を受けた死については、初めに検死局員による再調査が行われます。

- 警察により報告を受けた明らかな自然死
- 報告が義務付けられているかどうか、医療専門家から助言を求められている死

場合によっては、これらは検死官による、さらなる調査へと発展する場合があります。

クイーンズランド州警察

警察官は、暴力を伴う死や不自然な死の現場には大抵、立ち会います。死亡現場に立ち会った警察官は以下の事を行います。

- 検死官への暫定報告書の提供
- 必要に応じて、死亡者の身元確認の支援
- 死亡者の遺体安置所への初期輸送の手配
- 所持品の返却に関する情報の提供

クイーンズランド州警察検死支援部門 (Queensland Police Coronial Support Unit) の警察官が、検死官の支援・援助を行います。

法医病理学・検死サービス (Forensic Pathology and Coronial Service : FPACS)

法医病理医や法医看護師、カウンセラー、その他の専門家が私たちや警察官と密接に連携し、検死サービスを提供します。

FPACSは、死因を特定するために以下を含む、さまざまな医学検査を行います。

- 非侵襲的予備検査
 - 身体の外診
 - 診療記録の再調査
 - 血液や尿検体の採取
 - 身体全体のCTスキャン
- 身体の一部または全体への司法解剖を含むより侵襲的な検査（これにより専門家による検査のために、臓器の保管が行われることがあります。）

検死官は、詳細な検査や臓器の保管を請求する前に、ご家族からの反対意見を考慮しなければなりません。

- 毒物学
- 組織学
- 法歯学
- 神経病理学

検死官により請求された医学検査の種類によっては、法医病理医の報告書の発行まで数か月を要することがあります。

検査のすべての期間を通して、ご遺体は尊敬と尊厳の念をもって取り扱われます。

検死家族サービス (Coronial Family Service : CFS)

CFSは、検死調査の対象である死亡により影響を受けているご家族に対して支援を提供します。CFSは、検死調査の初期段階に支援の連絡をすることがあります。

私たちからご家族の皆様へのご連絡

「家族」という用語は、検死官法において、特定の意味を持ちます。

調査手続き中に、一人以上の家族を連絡先として指名することができますが、主な連絡先として一人の家族を指名いただき、他の家族の皆様と最新情報を共有いただくことが望ましいです。

調査中の代理対応や主な連絡窓口として、弁護士を任命することができます。

家庭紛争が起こった場合、検死官法に近親者の順序に関する規定が記載されています。

検死官により家族の構成員として認識されているからといって、財産などのその他の目的で公式な法的認知をされるというわけではありません。

最新状況をお知らせできるように、連絡先に関するすべての変更をお知らせいただくことが重要です。

先住民のご家族の皆様

私たちは、文化に配慮した適切な慣行の促進、その慣行への従事に専心しています。ご家族の皆様のニーズが確実に考慮されるよう、調査の初期段階から、文化・親族関係に対するどのような考慮事項でも共有していただくよう呼びかけております。

私たちは、ご家族の皆様にとって、文化的に安全で尊敬をもった方法で情報提供するように努めております。

情報の公開

検死官は、検死に関する情報の公開の有無と公開先について決定します。

未公開の検死書類の請求については、書面でCCQへの請求が必要となります（身分証明書の提示が必要な場合があります）。

詳細については、次のウェブサイトをご確認ください。www.coronerscourt.qld.gov.au/resources/accessing-coronial-documents

葬儀の手配はできますか？

ご遺族の皆様は、調査中に葬儀の手配を始めることができます。

選定された葬儀業者が、私たちや遺体安置所と葬儀の手続きについて連携します。ご遺体は予備検査が完了し、検死官が死因を認めた後に葬儀業者に引き渡されます。

葬儀支援制度 (Funeral Assistance Scheme)

クイーンズランド州で亡くなられ、葬儀費用の支払いをする意思がある、または支払いを行うことができる既知のご家族がいらっしゃる方向けに、葬儀支援制度を通して葬儀の手配を行うことができます。

本制度の利用には利用資格要件があります。場合によっては、本制度下で支給された葬儀サービスの費用が、亡くなられた方の財産から回収されることがあります。

詳細については、私たちのウェブサイトをご確認ください。www.coronerscourt.qld.gov.au/families/funeral-assistance-scheme

申請のお手伝いが必要な方は、お近くの治安判事裁判所にお問い合わせください。<https://www.court.qld.gov.au/contacts>

死亡証明書の取得

検死官が医学的な死因を認めた後に、出生・死亡・婚姻登録局 (Registry of Births, Deaths, and Marriages : RBDM) に通知されます。

死亡証明書のコピーの取得は、以下の方法で行うことができます。

- 直接RBDMに問い合わせる
www.qld.gov.au/rbdm
- 葬儀業者を通して手配する

死因が判明していない間に仮死亡証明書が発行された場合、その証明書をRBDMに返却し、更新版の死亡証明書を無料で取得することができます。

死因審問は行われますか？

大抵の場合、報告が義務付けられている死に対する調査は、死因審問なしに、検死官が書面による調査結果を発行することで完了します。この調査結果は、死に関する正式な書類となります。これらの調査結果は、公開が公共の利益となる場合、当裁判所のウェブサイトにも公開されることがあります。

検死官が死因審問なしの調査結果の公開を望む場合、ご家族の皆様の意見を伺います。調査結果の公開を検討する場合、検死官は亡くなられた方の氏名を匿名化することがあります。

状況によっては、検死官は死因審問が必要であると判断することがあります。死因審問は、法廷審問となります。

しかし、裁判ではないため、以下の事柄は行われません。

- 陪審員の参加
- 有罪や民事責任の決定

検死官は、以下の場合、死因審問を行います。

- 法律により義務付けられている
- 以下などの理由で、公共の利益になると判断されている。
 - 死因と死を取り巻く状況に関して大きな疑問がある
 - 死に関する勧告が、将来起こり得る死を防ぐ手助けとなり得る
 - 死に関する勧告により、公衆衛生や公共の安全または司法行政に影響を及ぼす問題が明らかになる

死因審問は通常、一般公開されており、興味がある方は傍聴することができます。そして全詳細は、私たちのウェブサイトにも公開されています。

死因審問が完了した後、以下の事柄が行われます。

- 検死官による調査結果のウェブサイトへの公開
- 関係機関へ導入の検討を促すための勧告の送付

検死官による死因審問を行わないという決定に対して異議があるご家族は、死因審問の開催が公共の利益となる理由を申請書に記載の上、死因審問の開催を要求する権利があります。

その要求が検死官により却下された場合、死因審問の開催について、州検死官に申請することができます。州検死官にも却下された場合、地方裁判所（District Court）に申請することができます。

法的支援

CCQにより死亡が調査されている際に、ご家族の皆様には法的代理人は必要ありません。

法的助言を希望される場合、以下のサービスにお問い合わせいただけます。

Legal Aid

Queensland（クイーンズランド州法律扶助）

法的助言に関する情報や紹介、無料の法律扶助を受ける資格があるかについての助言は以下からお問い合わせください。

電話：1300 65 11 88

ウェブサイト：www.legalaid.qld.gov.au

Queensland Law

Society（クイーンズランド州法律協会）

死因審問や検死に関する法律を専門とするお近くの法律事務所名については、以下からお問い合わせください。

電話：1300 367 757

ウェブサイト：www.qls.com.au

Queensland Coronial Legal

Service（クイーンズランド州検死法律サービス）

検死手続きや関連する問題のあらゆる側面に対して、ご遺族の皆様にも無料の法的助言を提供しています。

電話：(07) 3214 6333

ウェブサイト：<https://caxton.org.au/how-we-can-help/queensland-cornial-legal-service/>

Community Legal Centres

Queensland（クイーンズランド州コミュニティー法律センター）

お近くのコミュニティー法律センターを探す。

電話：(07) 3392 0092

ウェブサイト：www.communitylegalqld.org.au/

Aboriginal and Torres Strait Islander Legal

Service（アボリジナル・トレス海峡諸島民向け法律サービス）

クイーンズランド州在住のアボリジナル・トレス海峡諸島民向けの文化に配慮した法律サービスについては、以下からお問い合わせください。

電話：1800 012 255（無料通話）

Eメール：coronial@atsils.org.au

ウェブサイト：<https://atsils.org.au/>

お問い合わせ先と支援サービス

Coroners Court of Queensland (クイーンズランド州検死裁判所)

GPO Box 1649 Brisbane QLD 4001

電話：(07) 3738

7050 (ブリスベン内の主要な登録所)

ブリスベン外にお住まいの方：1300 304

605 (市内通話料金)

Eメール：CoronersCourt@justice.qld.gov.au

ウェブサイト：www.coronerscourt.qld.gov.au

Queensland Police Coronial Support Unit (CSU) (クイーンズランド州警察検死支援部門)

私たちの大半の登録所と共同設置されており、CSUは検死手続きの調整と法医病理医や遺体安置所の職員との連絡を担当しています。

電話：(07) 3292 5901

Eメール：QPSOfficeStateCoroner@police.qld.gov.au

Forensic Pathology and Coronial Service (法医病理学・検死サービス)

電話：1800 000 377 (無料通話)

Eメール：Forensics@health.qld.gov.au

Coronial Family Service (検死家族サービス)

電話：(07) 3096 2794

1800 449 171 (無料通話)

Eメール：FSS.Counsellors@health.qld.gov.au

Registry of Births Deaths and Marriages (出生・死亡・婚姻登録局)

PO Box 15188 City East QLD 4002

電話：13 74 68

Eメール：bdm-mail@justice.qld.gov.au

ウェブサイト：www.qld.gov.au/rbdm

Victim Assist Queensland (クイーンズランド州被害者支援)

犯罪の被害者への情報や助言・支援サービス、資金援助を提供しています。

電話：1300 546 587

ウェブサイト：<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victim-assist-queensland>

Office of the Health

Ombudsman (保健オンブズマン事務局)

クイーンズランド州の医療サービスや医療提供者に関する苦情や懸念を申し立てるための機関です。

電話：133 646

ウェブサイト：www.oho.qld.gov.au

Consultative Committee for work-related fatalities and serious incidents (労働災害・重大事故協議委員会)

労働災害により負傷した従業員や影響を受けた家族向けの情報と支援を提供しています。

電話：0417 910 130

Eメール：OHSConsultativeCommittee@oir.qld.gov.au

ウェブサイト：www.worksafe.qld.gov.au/about-us/consultative-committee

Queensland Homicide Victim Support Group (クイーンズランド州殺人事件被害者支援グループ)

年中無休24時間対応の殺人事件による被害者向けの支援や擁護、情報を提供しています。

電話：1800 774 744

ウェブサイト：www.qhvsg.org.au/

Compassionate Friends Queensland (クイーンズランド州コンパッションネート・フレンド)

子供の死後、ご家族の皆様向けに交友やグリーフに対する教育を提供しています。

電話：1300 064 068

Eメール：admin@tcfqld.org.au

ウェブサイト：<https://tcfa.org.au/qld/>

Survivors of Suicide Bereavement Support Association (SOSBSA) (自殺者のご遺族向け支援団体)

自殺者のご遺族や自殺の危険にさらされている方に支援を提供しています。

電話：1300 659 467

ウェブサイト：www.sosbsa.org.au

Standby – Support After Suicide (スタンバイ – 自殺後の支援)

自殺者のご遺族や自殺による影響を受けている方に支援を提供しています。

電話：1300 727 247

聴覚障害者または難聴者向け：SMS 0428 842 041 (年中無休、6am - 10pm)

ウェブサイト：www.standbysupport.com.au

Suicide Call Back Service (自殺コールバック・サービス)

自殺による影響を受けている方向けに、無料の年中無休24時間対応の電話とオンラインによるカウンセリングを提供しています。

電話：1300 659 467

ウェブサイト：www.suicidecallbackservice.org.au/

Roses in the Ocean (ローズ・イン・ザ・オーシャン)

ピア・コンパニオンによるケア・電話支援－訓練を受けた同じく自殺者のご遺族であるボランティアとお話いただける、コールバック・サービスを提供しています。

電話：コールバック・サービス 1800 77 7337
ウェブサイト：<https://rosesintheocean.com.au/>

Lifeline Australia (ライフライン・オーストラリア)

無料の年中無休24時間対応の電話による、危機に対する支援を提供しています。

電話：13 11 14
ウェブサイト：www.lifeline.org.au/

Kids Helpline (キッズ・ヘルプライン)

5歳から25歳までの若者向け、無料・秘密厳守の年中無休24時間対応の電話とオンラインによるカウンセリングを提供しています。

電話：1800 55 1800
ウェブサイト：www.kidshelpline.com.au/

Mensline (メンズライン)

オーストラリア在住の男性向け、無料の電話とオンラインによるカウンセリング・支援を提供しています。

電話：1300 78 99 78
ウェブサイト：www.mensline.org.au/

First Nations Family Support Service (先住民家族向け支援サービス)

13 YARN

心が押しつぶされるように感じたり、困難への対処が難しいと感じたりしている部族の方向けに、文化的に安全な無料の年中無休24時間対応の電話支援を提供しています。

電話：13 92 76
ウェブサイト：www.13yarn.org.au/

Aboriginal and Torres Strait Islander Family Wellbeing

Service (アボリジナル・トレス海峡諸島民の家族向けウェルビーイング・サービス)

アボリジナル・トレス海峡諸島民のご家族向けに、社会的・感情的・身体的・精神的なウェルビーイングを向上するために、無料・秘密厳守の支援を提供しています。また、安全に子育てをし、子供の安全を守るための支援も提供しています。

電話：1300 117 095
ウェブサイト：www.familywellbeingqld.org.au/

Thirrili (シリリ)

Thirrili先住民向け自殺後対応サービスは、自殺の影響による心的外傷を経験しているコミュニティーやご家族、個人に支援を提供しています。文化的に安全な支援システムは、地元の文化的慣習や慣行を尊重し、悲嘆やいやしのプロセスにおける自己決定を促します。Thirriliでは、年中無休24時間対応の電話による自殺関連支援サービスを提供しています。電話：1800 805 801

ウェブサイト：<https://thirrili.com.au/>

Mob Link (モブ・リンク)

Mob

Linkは、素晴らしい相談員や看護師、医師、先住民アウトリーチ・ワーカー、ソーシャルワーカーのチームで構成されています。クイーンズランド州の南東部在住のアボリジナル・トレス海峡諸島民を公共医療・福祉サービスにつなげるため、当日中のケアや支援が利用できるような支援を提供しています。

電話：1800 254 354 年中無休7am - 8pm
ウェブサイト：<https://www.iuih.org.au/our-services/mob-link/>